

氏 名 久保 利子

登録番号 第 33970009 号

事務所名称 社会保険労務士法人久保労務管理事務所

事務所所在地 岡山県岡山市北区富田町 2 丁目 13 番 19 号

所属社会保険労務士会 岡山県社会保険労務士会

処分内容 3 か月の社会保険労務士の業務の停止
(平成 31 年 2 月 9 日から 3 か月)

処分理由 被処分者は、自己のブログに個人 A が裁判所を騙したなどと記載した文章を掲載し、個人 A の名誉を毀損したとする名誉毀損事件について、岡山地方裁判所において、罰金 50 万円の判決を受け、同判決が確定したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法の懲戒処分事由のうち、同法第 25 条の 3 の「この法律の規定に違反したとき」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するものである。

※業務停止期間
平成 31 年 2 月 9 日から同年 4 月 25 日まで
令和 3 年 11 月 5 日から同年 11 月 17 日まで